## 随意契約結果表(委託等契約)

所属名	観光振興課
契約締結年月日	令和4年12月26日
契約者名	株式会社JTB
契約名	インバウンド観光復活プロモーション事業
	ロサンゼルスにおける観光プロモーション業務委託
契約金額 (税込み)	6,471,310円
随意契約理由	本事業は、本県の観光消費額及び宿泊日数の増を図るため、本県外国人延べ宿泊者数第6位、本県観光消費額第3位(※)と安定的な実績のある米国内、とりわけ富裕層が多く居住するロサンゼルスにおいて開催される全米最大の旅行展「LATAS」において、米国人旅行者、現地旅行会社及びメディア等に対し、本県の観光資源や最先端技術、高度な感染症対策など、本県の多様な魅力を発信するもの。
	<ul><li>※宿泊旅行統計調査及び訪日外国人消費動向調査(令和元年観光庁)</li></ul>
	自治体名で本出展へ参加する際は、現地事業者等において確保している出展枠を活用した共同出展以外に方法はない。
	今回、委託契約を行う(株)JTB甲府支店のグループ 会社であるJTB USAは、国内自治体向けの共同出展 枠を確保している唯一の団体である。
	また、(株) JTB甲府支店及びJTB USAは、8月に実施したサンフランシスコにおけるプロモーション業務を公募型プロポーザル方式により受託しており、当該業務と併せ、本県が誘客ターゲットとする米国西海岸エリアにおけるプロモーション、現地旅行会社との情報交換等を一体的に実施することが可能となる。
	さらに、現地での通訳、物品の配送、渡航・滞在に関すること等の手配業務を一括して委託することにより、(株) JTB甲府支店を通じた安定的な連携が可能。
	よって、本事業については、「競争入札に適しないもの」 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)に当た るものとして、随意契約によることとし、「特別な理由」 (財務規則第137条第3項)により、見積もり合わせを 省略する。
随意契約の適用条項	地方自治法第167条の2第1項第2号